

廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特会）

2,300百万円（1,505百万円）

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課

1．事業の概要

本事業は、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等が行う高効率な廃棄物エネルギー利用施設及び高効率なバイオマス利用施設等の整備事業（新設、増設又は改造）であって、一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行うものである。

また、工場単位でバラバラに行っているごみ発電を複数工場全体で統合管理し、ごみ発電量を最大化(最適化)する「ごみ発電ネットワーク事業」及び廃棄物焼却施設から発生する中低温域の余熱を熱導管によらず需要側の施設に車両で輸送する「熱輸送システム事業」について補助を行うものである。

2．事業計画

（1）補助対象となる事業（一定以上の効率のもの）

（ア）廃棄物発電施設、バイオマス発電施設整備事業

（イ）廃棄物熱供給施設、バイオマス熱供給施設整備事業

（ウ）廃棄物燃料製造施設、バイオマス燃料製造施設整備事業

（エ）バイオマス改質燃料利用施設整備事業（平成19年度拡充要求事項）

（オ）ごみ発電ネットワーク事業（平成19年度拡充要求事項）

（カ）熱輸送システム事業（平成19年度拡充要求事項）

（2）補助額

上記ア～エ：施設の高効率化を図ることにより追加的に生じる施設整備費用（ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度。）

上記オ、カ：補助対象となる施設整備費の1/2を限度。

（3）補助先

民間事業者等

3．施策の効果

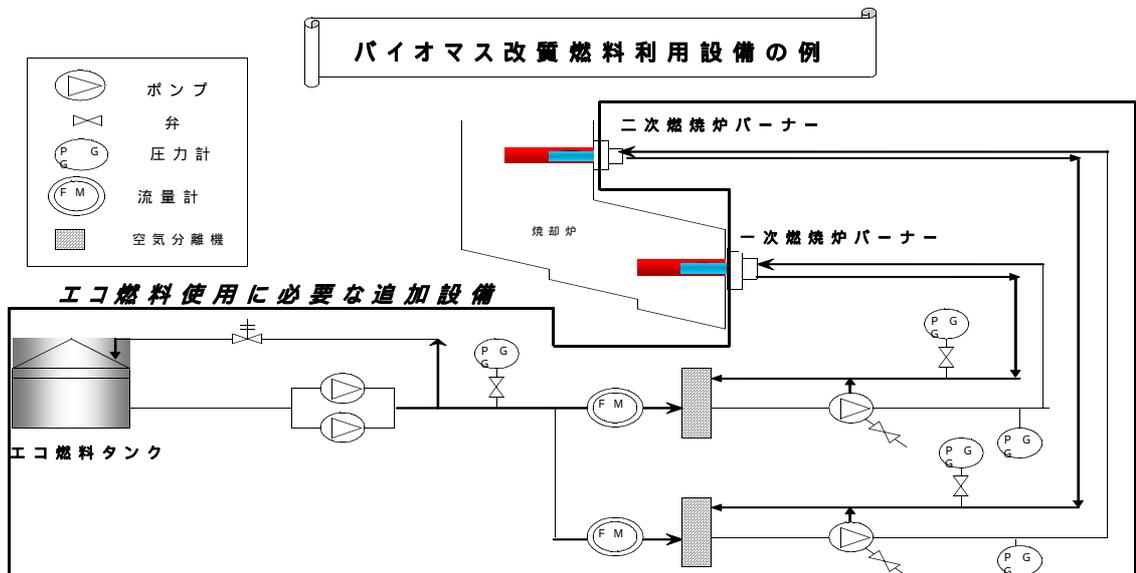
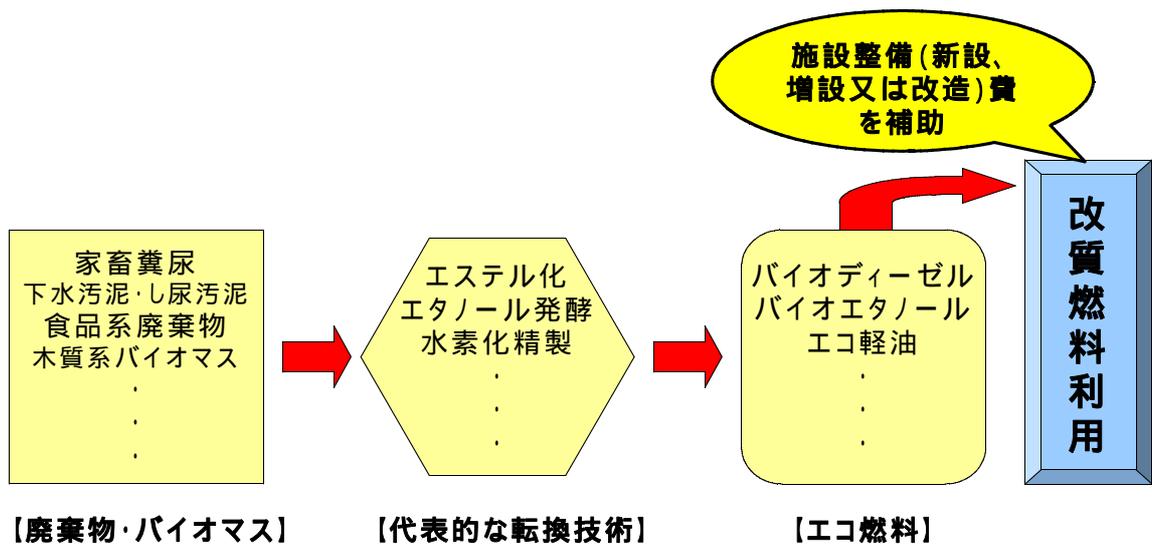
二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用

廃棄物処理施設における温暖化対策事業
(バイオマス改質燃料利用施設)

内 容

循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿って、温暖化対策に資する廃棄物処理施設を整備を促進するため、廃棄物処理業を主たる業とする事業者等がバイオディーゼル燃料等のバイオマス改質燃料を使用するに当たっての施設整備事業（新設、増設又は改造）であって、使用割合等一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行う。

< バイオマス改質燃料利用に必要な対策の例 >



上記により、廃棄物・バイオマス由来のエネルギー利用を促進することとなり、二酸化炭素の排出削減、化石燃料の節減、エネルギーの有効活用等の効果が期待できる。